

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。</p> <p>（特別な関係）</p> <p>第一条 法第二条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係は、三親等以内の親族関係とする。</p> <p>（資本の額又は基金の総額の最低額）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「子会社」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、子会社、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（資本の額又は基金の総額の最低額）</p>

第二條の二 法第六條第一項に規定する政令で定める額は、十億円とする。

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者等)

第二條の三 法第八條第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇八 (略)

九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権(法第二條第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの(個人に限る。以下この号及び第十四條第十号において「特定個人保険主要株主」という。)(がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この号及び第十四條第十号において「法人等」という。)(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)(及び当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権を保有する法人等

二〇四 (略)

(設立の際の基金拠出申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第四條の二 相互会社の発起人は、法第二十三條第四項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)(第百七十五條第五項の規

第二條 法第六條第一項に規定する政令で定める額は、十億円とする。

(保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者等)

第二條の二 法第八條第一項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇八 (略)

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該基金の拠出の申込みをしようとする者に対し、その用いる電磁的方法（法第四十八条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該基金の拠出の申込みをしようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該基金の拠出の申込みをしようとする者に対し、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該基金の拠出の申込みをしようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（設立の際の基金拠出申込証の作成に係る電磁的記録）

第四条の三 基金の拠出の申込みをしようとする者は、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録（法第五十二条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）による基金拠出申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

（新設）

2) 前項の規定による承諾を得た基金の拋出の申込みをしようとする者は、当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的記録による基金拋出申込証の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項に規定する電磁的記録による基金拋出申込証の作成をしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入社申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第四条の四 第四条の二の規定は、法第二十五条第三項において商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「基金の拋出」とあるのは、「入社」と読み替えるものとする。

(入社申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第四条の五 第四条の三の規定は、法第二十五条第三項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の拋出」とあるのは「相互会社への入社」と、「基金拋出申込証」とあるのは「入社申込証」と読み替えるものとする。

(創立総会の招集の通知に係る電磁的方法)

(新設)

(新設)

第四条の六 相互会社の発起人は、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百三十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を發しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、あらかじめ、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない⁹

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該相互会社の社員になろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の社員になろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(創立總會において発起人の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法)

第四条の七 相互会社の社員になろうとする者は、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百三十七条ノ三第三項において準用する同法第百四十二条第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(新設)

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になろうとする者は、当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相互会社の発起人に対し、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(創立総会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法)

第四条の八 相互会社の社員になろうとする者又はその代理人は、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百一十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になろうとする者又はその代理人は、当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相互会社の発起人に対し、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百一十二条ノ五第三項に規定する情報の

(新設)

提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(創立総会における電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法)

第四条の九 相互会社の発起人は、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百二十九条ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の社員になつたとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該相互会社の社員になつたとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社の社員になつたとする者に対し、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第百二十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の社員になつたとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(創立総会における議決権の行使に係る電磁的方法)

第四条の十 相互会社の社員になつたとする者は、法第二十六条第四

(新設)

(新設)

項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第
二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び情報
を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あら
かじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的方法の種
類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな
らない。

- 2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になつとする者は
「当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法
による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社の発
起人に対し、第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第
三項において準用する同法第百三十九条ノ三第五項に規定する事
項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、
当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、
この限りでない。」

（発起人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規
定の準用）

第四条の十一 第四条の七の規定は、法第三十条において商法第百九
十六条において準用する同法第百六十七条第二項において準用す
る同法第百四十二条第二項の規定を準用する場合について準用す
る。この場合において、第四条の七中「社員になつとする者」と
あるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社
」と読み替へるものとする。

（新設）

(相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対する通知又は催告に係る電磁的方法)

第四条の十二 相互会社は、法第三十二条第二項において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社は、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対し、法第三十二条第二項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社員の提案等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の二 第四条の七の規定は、法第三十八条第二項において商法第二百三十二条ノ二第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第三十九条第二項において商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の

(新設)

(新設)

規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

2| 第四条の六の規定は、法第四十一条において商法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「相互会社の発起人」とあるのは「社員総会を招集する者」と、「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3| 第四条の七の規定は、法第四十一条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

4| 第四条の八の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

5| 第四条の九の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

6| 第四条の十の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「社員になる」とする者「とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

7| 第四条の八の規定は、法第四十四条第四項において商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員になる」とする者又はその「とあるのは「総代の」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

8| 第四条の七の規定は、法第四十五条第二項において商法第二百三十二条ノ二第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第四十六条第二項において商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になる」とする者「とあるのは「社員又は総代」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

9| 第四条の六の規定は、法第四十九条において商法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「相互会社の発起人」とあるのは「総代会を招集する者」と、「社員になる」とする者「とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

1d 第四条の七の規定は、法第四十九条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中、「社員にならうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

11 第四条の九の規定は、法第四十九条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員にならうとする者」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

12 第四条の十の規定は、法第四十九条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中、「社員にならうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

13 第四条の七の規定は、法第五十条第二項において商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中、「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(取締役会の招集の請求に係る電磁的方法)

第五条の三 法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九

(新設)

条第一項ただし書に規定する招集をすべき取締役（以下この条において「招集をすべき取締役」という。）以外の取締役は、同条第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該招集をすべき取締役に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た招集をすべき取締役以外の取締役は、当該招集をすべき取締役から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該招集をすべき取締役に對し、法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九条第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該招集をすべき取締役が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）

第五条の四 第四条の七の規定は、法第五十一条第二項及び第五十三条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第五十九条第一項において商法第二百九十四条ノ二第四項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になる」とする

（新設）

者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2) 第四条の二の規定は、法第六十条第四項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

(追加発行の際の基金抛出申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

第五条の五 第四条の三の規定は、法第六十条第四項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

(社債申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十一条第二項において商法第二百一十一条第五項において準用する同法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の抛出の申込みをし、又はする者」とあるのは「社債応募者」と読み替えるものとする。

(社債申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)

(新設)

(新設)

第五条の七 第四条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「社債応募者」と、「基金抛出示証」とあるのは「社債申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(新設)

(社債応募者又は社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の八 第四条の十二の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百十八条第一項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十二中「相互会社への入社の申込みをした者又は社員」とあるのは、「社債応募者又は社債権者」と読み替えるものとする。

(新設)

2| 第四条の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債を発行した相互会社又は社債管理会社」と読み替えるものとする。

(社債権者集会における議決権の行使に係る電磁的方法)

第五条の九 相互会社の社債権者は、法第六十一条第二項において準

(新設)

用する商法第三百二十一條ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社の社債権者は、当該社債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該社債権者集会の招集者に対し、法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十一條ノ三第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該社債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債権者集会の招集の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五條の十 第四條の六の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十一條第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「発起人」とあるのは、「社債権者集会の招集者」と、「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは、「社債を発行した相互会社又は社債管理会社」と読み替えるものとする。

2| 第四條の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の七中

(新設)

「社員にならうとする者」とあるのは「社債権者集会の決議の執行者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

3| 第四条の六の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十九条第一項において準用する同法第二百三十一条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「発起人」とあるのは「社債権者集会の招集者」と、「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは「社債権者」と読み替えるものとする。

4| 第四条の八の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十九条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員にならうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。

5| 第四条の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十九条第一項において準用する同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債権者集会の招集者」と読み替えるものとする。

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第六条 法第六十一条第三項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産二属スル金銭ノ管理ニ関スル件（大正十一年勅令第五百十九号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六十六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、同条第一項の規定により発行される社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所、社員若しくは事業は、それぞれ商法第二編第四章の規定に規定する株式会社又はその商号、本店、株主若しくは営業とみなす。この場合において、企業担保法第四条中「株式会社登記簿」とあるのは「相互保険会社登記簿」と、企業担保登記登録令第十七条第二項中「商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一百十三条の二第一項」とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号）第六十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一百十三条の二第一項」とする。

（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）

第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六条 法第六十一条第三項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産二属スル金銭ノ管理ニ関スル件（大正十一年勅令第五百十九号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六十六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、同条第一項の規定により発行される社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所、社員若しくは事業は、それぞれ商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章の規定に規定する株式会社又はその商号、本店、株主若しくは営業とみなす。この場合において、企業担保法第四条中「株式会社登記簿」とあるのは「相互保険会社登記簿」と、企業担保登記登録令第十七条第二項中「商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一百十三条の二第一項」とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号）第六十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第一百十三条の二第一項」とする。

（相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）

第七条 法第六十六条の規定において相互会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第二百二十六 条第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四十八條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第 <u>二百六十三條第六項</u> 、第二百八十條ノ八第三項、第二	保險業法（平成七年法律第五百五号）第二十一條第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條ノ規定、保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（之等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第 <u>二百三十七條第二</u>

読み替える 非訟事件手 続法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第二百二十六 条第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四十八條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第 <u>二百六十三條第四項</u> 、第二百八十條ノ八第三項、第二	保險業法（平成七年法律第五百五号）第二十一條第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條ノ規定、保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百七十一條ニ於テ準用スル同法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、保險業法第二十三條第四項（同法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又八第六十條第四項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又八第五十條第二項（之等ノ規定ヲ同法第八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第 <u>二百三十七條第二</u>

百八十条ノ十八第 二項及ビ第二百八 十二条第三項、其 準用規定、同法第 百五十三条第二項 、第七十三條第 一、第八十一 條第一項、第二 百三十七條ノ二、第 二百六十條ノ四第 六項、第二百八十 條ノ八第一項、第 二百九十一條第二 項、第二百九十三 條ノ八第一項及ビ 第二百九十四條、 有限会社法（昭和 十三年法律第七十 四号）第八條第一 項但書、第十二條 ノ二第一項、第二 十八條ノ二第一項 、第四十四條ノ三	項ノ規定、保險業法第四十一條 又八第四十九條ニ於テ準用スル 商法第二百四十六條第二項ノ規 定、保險業法第五十一條第二項 若八第五十三條第二項ニ於テ準 用スル商法第二百五十八條第二 項又八保險業法第五十一條第二 項ニ於テ準用スル商法第二百六 十一條第三項ニ於テ準用スル同 法第二百五十八條第二項ノ規定 、保險業法第六條第八項ニ於 テ準用スル商法第二百六十三條 第六項又八保險業法第六條第 八項ニ於テ準用スル商法第二百 四十四條第六項ニ於テ準用スル 同法第二百六十三條第六項ノ規 定、保險業法第六條第八項ニ 於テ準用スル商法第二百八十二 條第三項又八保險業法第六條 第八項ニ於テ準用スル商法第四 百二十條第六項ニ於テ準用スル 同法第二百八十二條第三項ノ規 定、保險業法第二十六條第四項
---	--

百八十条ノ十八第 二項及ビ第二百八 十二条第三項、其 準用規定、同法第 百五十三条第二項 、第七十三條第 一、第八十一 條第一項、第二 百三十七條ノ二、第 二百六十條ノ四第 四項、第二百八十 條ノ八第一項、第 二百九十一條第二 項、第二百九十三 條ノ八第一項及ビ 第二百九十四條、 有限会社法（昭和 十三年法律第七十 四号）第八條第一 項但書、第十二條 ノ二第一項、第二 十八條ノ二第一項 、第四十四條ノ三	項ノ規定、保險業法第四十一條 又八第四十九條ニ於テ準用スル 商法第二百四十六條第二項ノ規 定、保險業法第五十一條第二項 若八第五十三條第二項ニ於テ準 用スル商法第二百五十八條第二 項又八保險業法第五十一條第二 項ニ於テ準用スル商法第二百六 十一條第三項ニ於テ準用スル同 法第二百五十八條第二項ノ規定 、保險業法第六條第八項ニ於 テ準用スル商法第二百六十三條 第四項又八保險業法第六條第 八項ニ於テ準用スル商法第二百 四十四條第四項ニ於テ準用スル 同法第二百六十三條第四項ノ規 定、保險業法第六條第八項ニ 於テ準用スル商法第二百八十二 條第三項又八保險業法第六條 第八項ニ於テ準用スル商法第四 百二十條第四項ニ於テ準用スル 同法第二百八十二條第三項ノ規 定、保險業法第二十六條第四項
---	--

、第四十五条及び第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第八項

二於テ準用スル商法第八十一条第一項ノ規定、保險業法第四十条第一項及び第四十七条第一項、同法第四十条第二項又八第四十七条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ第二項及び第三項並ニ保險業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ第三項ノ規定、保險業法第五十一条第二項又八第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第十八條の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項又八保險業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規

、第四十五条及び第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第七項

二於テ準用スル商法第八十一条第一項ノ規定、保險業法第四十条第一項及び第四十七条第一項、同法第四十条第二項又八第四十七条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ第二項及び第三項並ニ保險業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ第三項ノ規定、保險業法第五十一条第二項又八第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第四項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス）第十八條の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第四項又八保險業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第四項ノ規

第三百二十二	(略)		
商法第七十八條	(略)	<p>会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）</p>	<p>定並ニ保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條ノ規定</p>
保險業法第二十三條第四項（同	(略)	<p>会社（親会社（他ノ株式会社ノ総株主ノ議決權ノ過半数ニ当ル議決權又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口數ヲ有スル相互会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ社員（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代）ガ子会社（保險業法第十二條第十二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）</p>	

第三百二十二	(略)		
商法第七十八條	(略)	<p>会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）</p>	<p>定並ニ保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條ノ規定</p>
保險業法第二十三條第四項（同	(略)	<p>会社（親会社（他ノ株式会社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口數ヲ有スル相互会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ社員（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代）ガ子会社（保險業法第十三條第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）</p>	

<p>条ノ二第二項</p>	<p>(同法第二百十一 条第三項、第二百 八十条ノ十四第一 項、第二百八十年 ノ三十七第四項及 ノ三百四十一 ノ十三第三項ニ於 テ準用スル場合ヲ 含ム)</p>	<p>法第七十七条第三項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム)又八十六条 第四項ニ於テ準用スル商法第百 七十八条</p>
<p>第三百三十二 条ノ八第一 項</p>	<p>商法第二百六十条 ノ四第六項、第二 百六十三条第六項 (同法第二百四十 四條第六項ニ於テ 準用スル場合ヲ含 ム)、第二百八十 二条第三項(同法 第四百二十条第六 項及ビ株式会社 ノ監査等ニ関スル商</p>	<p>保險業法第五十一条第二項若ク ハ第八十六条第八項ニ於テ準用ス ル商法第二百六十条ノ四第六項 、保險業法第五十九条第一項ニ 於テ準用スル商法特例法第十八 条ノ三第二項ニ於テ準用スル商 法第二百六十条ノ四第六項若ク ハ保險業法第八十三条第一項 ニ於テ準用スル商法第四百三十 条第二項ニ於テ準用スル同法第 二百六十条ノ四第六項ノ規定、</p>

<p>条ノ二第二 項</p>	<p>(同法第二百十一 条第三項、第二百 八十条ノ十四第一 項及ビ第三百四十 一条ノ十六第三項 ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)</p>	<p>法第七十七条第三項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム)又八十六条 第四項ニ於テ準用スル商法第百 七十八条</p>
<p>第三百三十二 条ノ八第一 項</p>	<p>商法第二百六十条 ノ四第四項、第二 百六十三条第四項 (同法第二百四十 四條第四項ニ於テ 準用スル場合ヲ含 ム)、第二百八十 二条第三項(同法 第四百二十条第四 項及ビ株式会社 ノ監査等ニ関スル商</p>	<p>保險業法第五十一条第二項若ク ハ第八十六条第八項ニ於テ準用ス ル商法第二百六十条ノ四第四項 、保險業法第五十九条第一項ニ 於テ準用スル商法特例法第十八 条ノ三第二項ニ於テ準用スル商 法第二百六十条ノ四第四項若ク ハ保險業法第八十三条第一項 ニ於テ準用スル商法第四百三十 条第二項ニ於テ準用スル同法第 二百六十条ノ四第四項ノ規定、</p>

(略)	(略)	(略)	<p>法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及び第二百九十三条ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第八項</p> <p>保険業法第六十八条ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第六項若クハ保險業法第六條第六項ニ於テ準用スル商法第二百零八條第八項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第六項ノ規定又ハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百零八條第二項若クハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第六項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項</p>
-----	-----	-----	--

（保険契約者総会の招集等に係る電磁的方法の規定の準用）

第九條の二 第四條の六の規定は、法第七十三條第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「相互会社の発起人」とあるのは、「保険契約者総会を招集する者」と、「相互会社の社員になることとする者」とあるのは、「保険契約者」と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	<p>法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第十五条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及び第二百九十三条ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第七項</p> <p>保険業法第六十八条ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第四項若クハ保險業法第六條第四項ニ於テ準用スル商法第二百零八條第八項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第四項ノ規定又ハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百零八條第二項若クハ保險業法第六條第八項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項</p>
-----	-----	-----	--

（新設）

- 2| 第四条の七の規定は、法第七十三條第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは「株式会社の保険契約者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。
- 3| 第四条の八の規定は、法第七十三條第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは「株式会社の保険契約者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。
- 4| 第四条の九の規定は、法第七十三條第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と、「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。
- 5| 第四条の十の規定は、法第七十三條第三項において商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「相互会社の社員にならうとする者」とあるのは「株式会社の保険契約者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み

替えるものとする。

（保険契約者総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用）

第十條の二 第四條の八の規定は、法第七十六條第五項において法第四十四條第四項において準用する商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の八中「相互会社の社員になるつとする者又はその」とあるのは、「保険契約者総代会の総代の」と、「相互会社の發起人」とあるのは、「株式会社」と読み替えるものとする。

2| 第四條の六の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「相互会社の發起人」とあるのは「保険契約者総代会を招集する者」と、「相互会社の社員になるつとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と読み替えるものとする。

3| 第四條の七の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において「第四條の七中「相互会社の社員になるつとする者」とあるのは「

（新設）

「保険契約者総代会の総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社」と読み替えるものとする。

4| 第四条の九の規定は、法第七十六条第五項において法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中、「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは、「保険契約者総代会の総代」と読み替えるものとする。

5| 第四条の十の規定は、法第七十六条第五項において法第七十三条第三項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは、「保険契約者総代会の総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社」と読み替えるものとする。

6| 第四条の二の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第百七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中、「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役」と読み替えるものとする。

() 組織変更の際の基金拠出申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用()

第十條の三 第四條の三の規定は、法第七十七條第三項において法第

() 新設()

二十三条第四項において準用する商法第一百七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役」と読み替えるものとする。

（組織変更の際の株式申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用）

第十二条の二 第四条の二の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第一百七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と読み替えるものとする。

（組織変更の際の株式申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用）

第十二条の三 第四条の三の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第一百七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と、「基金抛出申込証」とあるのは「株式申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

（保険会社の特定関係者）

（新設）

（新設）

（保険会社の特定関係者）

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主

三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

四 前号に掲げる保険持株会社の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる会社を除く。)

五 当該保険会社の子法人等(第二条の三第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)(第一号に掲げる会社を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の三第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)(第二号に掲げる保険主要株主及び第三号に掲げる保険持株会社を除く。)

七 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げるものを除く。)

八 当該保険会社の関連法人等(第二条の三第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)

九 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

十 当該保険会社の特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子

第十四条 法第百条の三本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

(新設)

二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

三 前号に掲げる保険持株会社の子会社(当該保険会社及び第一号に掲げる会社を除く。)

四 当該保険会社の子法人等(第二条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)(第一号に掲げる会社を除く。)

五 当該保険会社を子法人等とする親法人等(第二条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。)(第二号に掲げる保険持株会社を除く。)

六 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等(当該保険会社及び前各号に掲げるものを除く。)

七 当該保険会社の関連法人等(第二条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下次号及び第二十九条において同じ。)

八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる関連法人等を除く。)

(新設)

法人等及び関連法人等を含む。)及び当該特定個人保険主要株主
がその総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権を保有する法
人等

(解散の決議に係る事項を会議の目的とする社員総会の招集の請求
に係る電磁的方法の規定の準用)

第十六条の二 第四条の七の規定は、法第百五十七条第五項において
商法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する
。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあ
るのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替える
ものとする。

(新設)

(分割の際の保険契約者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法
の規定の準用)

第十七条の四 第四条の十二の規定は、法第百七十三条の七第四項に
おいて商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準
用する。この場合において、第四条の十二中「相互会社は」とある
のは「分割により保険契約を承継した会社は」と、「相互会社への
入社の申込みをした者又は社員」とあるのは「保険契約者」と読み
替えるものとする。

(新設)

2| 第四条の七の規定は、法第百八十三条第一項において法第三十八
条第二項及び第四十五条第一項において準用する商法第二百二十二
条ノ二第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を

準用する場合並びに法第百八十三条第一項において法第三十九条第二項、第四十六条第二項及び第五十条第二項において準用する商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第百八十三条第一項において法第三十八条第二項において準用する商法第二百三十二条ノ二第三項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するとき及び法第百八十三条において法第三十九条第二項において準用する商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するときは、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「清算人」と、法第百八十三条第一項において法第四十五条第二項において準用する商法第二百三十二条ノ二第三項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するとき及び法第百八十三条第一項において法第四十六条第二項において準用する商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するときは、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員又は総代」と、「発起人」とあるのは「清算人」と、法第百八十三条第一項において法第五十条第二項において準用する商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するときは、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え)
 第十八条 法第八十三条第一項の規定において相互会社の清算人について商法第二百三十七条ノ二第三項、第二百三十九条第六項及び第七項並びに第四百二十条第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える 商法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第二百三十 九条第六項	第二項但書	保険業法第四十一条ニ於テ準用 スル第二項但書(総代会ヲ設ケ タル場合ニ於テ八同法第四十四 条第二項後段)			
第二百三十 九条第七項	株主				
第四百二十 条第六項	第二項 二項	第二項 二項	保険業法第十三条ノ規定ニ依リ 読替ヘラレタル第二百八十二 条 第二項		

(相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え)
 第十八条 法第八十三条第一項の規定において相互会社の清算人について商法第二百三十七条ノ二第三項、第二百三十九条第五項及び第六項並びに第四百二十条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える 商法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第二百三十 九条第五項	第二項但書	保険業法第四十一条ニ於テ準用 スル第二項但書(総代会ヲ設ケ タル場合ニ於テ八同法第四十四 条第二項後段)			
第二百三十 九条第六項	株主				
第四百二十 条第四項	第二項 二項	第二項 二項	保険業法第十三条ノ規定ニ依リ 読替ヘラレタル第二百八十二 条 第二項		

2 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について
 商法第四百三十條第二項の規定を準用する場合における同項におい
 て準用する同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を
 含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 商法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百四十 四條第四項 及び第五項	第一項	保險業法第四十一條又八第四十 九條ニ於テ準用スル第一項
(略)	(略)	(略)
第二百五十 九條から第 二百六十條 まで、第二 百六十條ノ 二第一項、	取締役会	清算人会

2 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について
 商法第四百三十條第二項の規定を準用する場合における同項におい
 て準用する同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を
 含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える 商法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百四十 四條第三項	第一項	保險業法第四十一條又八第四十 九條ニ於テ準用スル第一項
(略)	(略)	(略)
第二百五十 九條から第 二百六十條 まで、第二 百六十條ノ 二第一項、	取締役会	清算人会

<p>第二百六十 条ノ三第一 項から第三 項まで及び 第二百六十 条ノ四第一 項</p>		
<p>第二百六十 条ノ四第六 項</p>	<p>株主又ハ親会社ノ 株主</p>	<p>社員（総代会ヲ設ケタル場合ニ 於テハ總代）</p>
<p>第二百六十 条ノ四第七 項</p>	<p>親会社若ハ子会社</p>	<p>子会社（保険業法第五十一条第 二項ニ於テ準用スル第二百六十 条ノ四第七項ニ規定スル子会社 ヲ謂フ第二百七十六条ニ於テ同 ジ）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二百六十 六条ノ三第 二項</p>	<p>株式申込証ノ用紙 新株引受権証書 新株予約権申込</p>	<p>保険業法第八十三条第一項ニ 於テ準用スル第四百十九条第一 項、第四百二十条第一項若ハ第</p>

<p>第二百六十 条ノ三第一 項から第三 項まで及び 第二百六十 条ノ四第一 項</p>		
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第二百六十 条ノ四第五 項</p>	<p>親会社若ハ子会社</p>	<p>子会社（保険業法第五十一条第 二項ニ於テ準用スル第二百六十 条ノ四第五項ニ規定スル子会社 ヲ謂フ第二百七十六条ニ於テ同 ジ）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二百六十 六条ノ三第 二項</p>	<p>株式申込証、新株 引受権証書、社債 申込証、目論見書</p>	<p>保険業法第八十三条第一項ニ 於テ準用スル第四百十九条第一 項、第四百二十条第一項若ハ第</p>

	(略)	証、社債申込証若 八新株予約權付社 債申込証ノ用紙若 八目論見書若八此 等ノ書類ノ作成ニ 代ヘテ電磁的記録 ノ作成力為サレタ ル場合ニ於ケル其 ノ電磁的記録若八 第二百八十一条第 一項ニ掲グルモノ
第二百八十 三条第四項	第一項	保險業法第八十三條第一項ニ 於テ準用スル第四百十九條第一 項又八第四百二十條第七項
第二百八十 三条第五項	取締役会 第一項	清算人会 保險業法第八十三條第一項ニ 於テ準用スル第四百十九條第一 項又八第四百二十條第七項

	(略)	若八第二百八十一 條第一項ノ書類 四百二十七條第一項ノ書類
第二百八十 三条第三項	第二項	保險業法第八十三條第一項ニ 於テ準用スル第四百十九條第一 項又八第四百二十五條第五項
(新設)	(新設)	(新設)

	同項	此等ノ規定
--	----	-------

3 (略)

(社員総会等において清算人の説明を求める事項の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十八条の二 第四条の七の規定は、法第百八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員(総代会を設けている場合においては総代)」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2| 第五条の三の規定は、法第百八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十九条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五条の三第三項中「第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九条第一項ただし書」とあるのは「第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十九条第一項ただし書」と、「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

3| 第四条の七の規定は、法第百八十三条第一項において商法第四百

	(新設)	(新設)
--	------	------

3 (略)

(新設)

三十条第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になる」とする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

（国及び地方公共団体に準ずる法人）

第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 簡易保険福祉事業団
- 三 預金保険機構
- 四 農水産業協同組合貯金保険機構
- 五 機構
- 六 年金資金運用基金
- 七 銀行等保有株式取得機構
- 八 外国政府

（届出期間に算入しない休日）

第三十七条の五の二 法第二百七十一条の三第一項に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（第一条第一項各号に掲げる日）日曜日を除く。（とする

（新設）

（新設）

〔短期大量譲渡の基準〕

第三十七条の五の三 法第二百七十一条の四第二項に規定する短期的に大量の議決権を譲渡したものと政令で定める基準は、同項の変更報告書に記載すべき変更後の議決権保有割合（法第二百七十一条の三第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条において同じ。）が当該変更報告書に係る保険議決権保有届出書（法第二百七十一条の三第一項又は第二百七十一条の五第一項に規定する保険議決権保有届出書をいう。）又は当該保険議決権保有届出書に係る他の変更報告書（法第二百七十一条の四第一項又は第二百七十一条の五第二項に規定する変更報告書をいう。）に記載された又は記載されるべきであった議決権保有割合（当該変更後の議決権保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。）のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したことをする。

（法第二百七十一条の十第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の四 法第二百七十一条の十第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 当該株主になつてゐる者にならぬ保険会社以外の会社等（法第

（新設）

（新設）

「二条の二第一項第二号に規定する会社等という。」の議決権の取得（担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

「当該株主にならざる者（会社に限る。以下この号及び次号において「当該会社」という。）を当事者とする合併で当該合併後も当該会社が存続するもの

三 当該会社による営業の一部の譲渡

（外国保険主要株主に関する読替え）

第三十七条の五の五 法第二百七十一条の十七の規定による外国保険主要株主（法第二百七十一条の十七に規定する外国保険主要株主をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条第一項	取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員、清算人又はこれらに類する職にある者

（新設）

(法第二百七十一条の十八第一項の認可を要する取引又は行為)

第三十七条の五の六 法第二百七十一条の十八第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による保険会社以外の会社の議決権の取得(担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二(四) (略)

(保険持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の五の七 法第二百七十一条の三十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割(当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

一・二 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の六 法第二百七十一条の三十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一・二 (略)

2 (略)

(法第二百七十一条の三第一項の認可を要する取引又は行為)

第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

- 一 当該会社又はその子会社による保険会社以外の会社の株式又は持分の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二(四) (略)

(保険持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の五の二 法第二百七十一条の十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割(当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

一・二 (略)

2 (略)

(保険持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の六 法第二百七十一条の十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一・二 (略)

2 (略)

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)
 第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			第二百七十一条の三十第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め
			取締役若しくは監査役	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
			資本	資本又は出資	資本又は出資

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え)
 第三十七条の七 法第二百七十一条の十六の規定による保険会社を子会社とする外国の持株会社(同条に規定する保険会社を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			第二百七十一条の十四第一項	定款	定款若しくはこれに準ずる定め
			取締役若しくは監査役	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
			資本	資本又は出資	資本又は出資

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第三十七条の八 法第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度終了後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第四十六条 法第三百十三条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の十八第一項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第二百六十五条の四十七及び第二百七十一条の三十第一項の規定による法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の十八第一項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第百八十九条前段及び第二百二十二条前段並びに第二百三十七条(第二号に係る部分に限る。)及び第二百七十三条(第二号

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第三十七条の八 法第二百七十一条の第三第二項に規定する特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度終了後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第四十六条 法第三百十三条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の第三第一項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第二百六十五条の四十七及び第二百七十一条の十四第一項の規定による法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の第三第一項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第百八十九条前段及び第二百二十二条前段並びに第二百三十七条(第二号に係る部分に限る。)及び第二百七十三条(第二号

及び第六号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第三百十一条の三第一項（第一号、第二号）（法第二百七十一条の十八第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第四十七条（略）

2・3（略）

4| 長官権限のうち次に掲げるものは、保険議決権大量保有者（法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人の場合にあつては、その住所又は居所）（以下この条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支

局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第二百七十一条の十第二項及び第二百七十一条の三十二第一項第三号の届出をしなければならぬ者に係るものを除き、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項、第三項及び第四項並びに第二百七十一条の五第一項及び第二項の規定による書類又は届出の受理

及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第三百十一条の三第一項（第一号、第二号）（法第二百七十一条の三第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第四十七条（略）

2・3（略）

（新設）

二 法第二百七十一条の六及び第二百七十一条の七の規定による訂
正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第二百七十一条の八の規定による報告及び資料の提出の命令

四 法第二百七十一条の九第一項の規定による質問及び立入検査

5| 前項第三号及び第四号に掲げる権限は、前項に規定する財務局長
又は福岡財務局長のほか、保険議決権大量保有者に係る保険会社又
は保険持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局
長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては
福岡財務支局長）も行うことができる。

6| 第四項第三号及び第四号に掲げる権限で保険議決権大量保有者の
主たる事務所等以外の事務所その他の施設（以下この項及び第九項
において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、
前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる
事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うこと
ができる。

7| 保険議決権大量保有者（外国人又は外国法人であるものに限る。
以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有する
ものについては国内における主たる事務所等を主たる事務所等と
保険議決権大量保有者で国内に事務所その他の施設を有しないもの
については主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するも
のとみなして、前三項の規定を適用する。

8| 長官権限のうち次に掲げるものは、保険主要株主の主たる事務所

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

等又は当該保険主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第二百七十一条の十三第一項の規定による質問及び立入検査
9| 前項各号に掲げる権限で保険主要株主の従たる事務所等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

10| 保険主要株主（外国人又は外国法人であるもの限り、保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含む。以下この項において同じ。）で国内に事務所その他の施設を有するものについては国内における主たる事務所等をもつたる事務所等と、保険主要株主で国内に事務所その他の施設を有しないものについては主たる事務所等が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

11| 長官権限のうち次に掲げるものは、保険持株会社の主たる事務所又は当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（新設）

（新設）

4| 長官権限のうち次に掲げるものは、保険持株会社の主たる事務所又は当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第百七十一条の二十七第一項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第百七十一条の二十八第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

12・13 (略)

14 長官権限のうち次に掲げるものは、生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百二十七条第一項第八号、第二百九条第九号及び第二百三十四条第八号の規定による届出（生命保険募集人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二 十一 (略)

15 (略)

16 第十四項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人（以下この条において「生命保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該生命保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

一 法第百七十一条の十一第一項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第百七十一条の十二第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

5・6 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるものは、生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百二十七条第七号、第二百九条第九号及び第二百三十四条第八号の規定による届出（生命保険募集人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二 十一 (略)

8 (略)

9 第七項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人（以下この条において「生命保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該生命保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

<p>18 第十四項から前項までの規定は、第十四項各号及び第十五項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>19 (略)</p>	<p>17 については、福岡財務支局長（も行うことができる。）</p> <p>18 (略)</p> <p>19 第十四項から前項までの規定は、第十四項各号及び第十五項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>10 については、福岡財務支局長（も行うことができる。）</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第七項から前項までの規定は、第七項各号及び第八項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>13 (略)</p>
--	--